

32
 地文庫
 第140号
 昭和33年4月11日
 文化財保護委員会



の名称のとおり訂正したので、お届けいたします。

財団法人小倉コレクション保存会コレクション目録訂正について

文化財保護委員会
 委員長 河井 弥八 殿

教社第一一〇四号
 昭和三十三年四月十一日

千葉県教育長 山下 重輔



庄A-68

付せん
 箇所

4
 UCHIDA

別記様式第8号

文化財保護委員会原議書

記録分類

文書記号番号 地文庫第140号	文書 伺 (發送, 部内通知, 伺定) 種別 (供)	標識: 極秘 秘 普通					
施行: 昭和 年 月 日	發送 電信 書留 速達 普通 種別 航空 小包 便送 部内通知	淨書 照合 月 日 月 日					
決裁: 昭和 33 年 5 月 14 日	添付物 おおよび: 施行注意	發送 完結 月 日 月 日					
起案: 昭和 33 年 5 月 2 日	先方の文書: の年月日: 昭和 33 年 4 月 30 日	先方の文書記号, 番号: 32教秘第1104号					
件名 財団法人小倉コレクション保存会設立登記の届出について							
受信者 委員長	発信者 千葉県教育委員会 教育長						
上記のことについて、別紙のように 供 関 してよろしいか、伺います。 します。							
委員長	委員	事務局長	次長	起案課長	起案課長補佐	課および起案者名	
						庶務課 (電話 419 番)	
				庶務課長	庶務課長補佐	起案課係員	
合議課長						回付課	回付月日
会計課長							月 日
記念物課長							月 日
美術工芸課長							月 日
建造物課長							月 日
無形文化課長							月 日
文化財管理官							月 日



記

是表に提出したツクリン目録中の名稱を左記の様に変更する。

先史時代

ニ三
の一
クリス形銅劍

ニ三
のニ
銅製 鐵

五五
銅製多鈕細文鏡

五七
銅製肩甲

泉浪時代

五一
銅製鏡及甌(可)

任那時代

1

一五五	銀製裝飾付雲珠(式)										
一五四	革地金銅透彫金具張杏葉(式)										
一五三	金銅製銀頭刀子										
一五二	木製鱗文鞍橋殘欠付破片(唐)										
新羅時代											
二二九	圓形瓦器										
二二七	車輪付双角形瓦器										
二二二											
二二一	銀平脱葡萄唐草文邊形小匣										
二二〇	騎馬人物瓦偶										
二一九	家形瓦器										
二二一	金製冠金具										

重要美術品を削除

二二〇	馬形瓦器										
二一九	鳥形瓦器										
二一八	車輪付双口瓦器										
二一七	御音銅製鏡斗										
二一四											
二一三	金銀製銀頭大刀柄										
二一二	金銅透彫飾履(式) 残片(四)										
二一一	金銅腰當(式) 残片(唐)										
二〇九	金製心葉形垂飾耳飾(唐)										
二〇八	金銅翼狀冠飾										
二〇七	金銅透彫宝冠										
九八	金製瓔珞付耳飾(唐)										
一	金銅透彫金具殘闕(唐)										

二二一と伴出

前出伴出国宝を削除



右の通りに相違ありません

昭和三十三年四月九日

小倉武之助



以上



一五六	銀製星形座付金銅鑲(式)	
一五七	透彫銀金具付佩礪(式)	
一五四	瑠璃付獸形瓦器	
一七九	金銅八角舍利塔	
一八〇	金銅文彫三車塔文舍利塔器(以下四點)	金銅舍利小瓶
一八〇	銀製榎出唐草文舍利塔器	銀製榎出唐草文舍利塔器
一八〇	銀製榎出宝塔形舍利塔器	銀製榎出宝塔形舍利塔器
一八〇	金銅文彫三車塔文舍利塔器(四點)	金銅舍利小瓶
一八〇	銀製小壺(五室(三十七ヶ所)以下三點)	以上五室三十七ヶ所の銀製小壺(三)
		銀製小壺(五室(三十七ヶ所))
		銅製漆塗鏡
		金銅長方形箱

(十三行)